

あなたを守る 普通傷害保険



普通傷害保険の特徴

- ♥ 入院・通院は 1 日目からお支払いします
- ♥ 他の保険や補償制度とは関わりなく保険金をお支払いします
(※ 傷害保険賠償責任補償特約を除きます)
- ♥ 手術保険金もお支払いします



こんな事故で保険金をお支払いします！

■急激かつ偶然な外来の事故によるケガを負った場合に保険金をお支払いします。



①
ペットの犬に
噛まれた！



②
仕事中腕を骨折した！



③
自転車で帰宅途中、
車にはねられた！



普通傷害保険の特徴

■普通傷害保険には4つのポイントがあります。

死亡・後遺障害	死亡時は保険金額の 全額 、 後遺障害は程度により保険金額の 4%～100% をお支払いします。
入院	事故の日からその日を含めて180日を限度とし、 1日目から保険金をお支払い します。
手術	入院中：入院保険金日額 × 10倍 通院中：通院保険金日額 × 5倍 をお支払いします。
通院	事故の日からその日を含めて180日以内の90日分を限度とし、 1日目から保険金をお支払い します。



付帯できる主な特約

■特約を付けてご希望の補償に合った保険へカスタマイズできます。

就業中のみの危険補償特約

保険料が割引となります！

ご契約時に告知いただいた被保険者様の**職業に従事している間**※に被った傷害に限り保険金をお支払いします。

※ 通勤中を含みます。

傷害保険賠償責任補償特約

日本国内でご本人やご家族※が日常生活において他人にけがをさせたり、他人の物に損害を与えたことについて、**法律上の賠償責任を負担することによって被った損害に対して**、保険金をお支払いします。

※ ご家族には配偶者、同居の親族（親族の範囲に制限があります）、別居の未婚の子を含みます。



④
親子でキャッチボールを
していたら窓ガラスを
割ってしまった！



⑤
自転車を運転中
歩行者をはねてしまった！

プラン例

■各補償内容の保険料は下記のとおりです。

	A	B	C
死亡・後遺障害 保険金額	10,000 千円	10,000 千円	5,000 千円
入院 保険金日額	5,000 円	5,000 円	3,000 円
通院 保険金日額	3,000 円	3,000 円	2,000 円
賠償責任 保険金額	100,000 千円 (自己負担額:1,000 円)	—	—
保険料	24,030 円	23,110 円	13,310 円

※上表保険料は保険期間1年、かつ事務職（職業級別A）の場合です。保険料は職業によって変わります。

プラン例

■事故が起きた場合、ご契約内容によってお支払いする保険金の額が異なります。

	A	B	C
① ペットの犬に噛まれ 一度病院へ消毒に行った。	3,000 円 通院 × 1 日間 = 3,000 円	3,000 円 通院 × 1 日間 = 3,000 円	2,000 円 通院 × 1 日間 = 2,000 円
② 外回りの営業中、駅で転倒し腕を骨折し、 手術の上 2 週間入院、退院後医師の指示 により 30 日間ギプスをした。	210,000 円 手術 (入院 × 10 倍) = 50,000 円 入院 × 14 日間 = 70,000 円 通院 × 30 日間 = 90,000 円	210,000 円 手術 (入院 × 10 倍) = 50,000 円 入院 × 14 日間 = 70,000 円 通院 × 30 日間 = 90,000 円	132,000 円 手術 (入院 × 10 倍) = 30,000 円 入院 × 14 日間 = 42,000 円 通院 × 30 日間 = 60,000 円
③ 自転車で帰宅中車にはねられ手術の上 10 日間入院ののち、死亡した。	10,100,000 円 手術 (入院 × 10 倍) = 50,000 円 入院 × 14 日間 = 50,000 円 死亡 = 10,000,000 円	10,100,000 円 手術 (入院 × 10 倍) = 50,000 円 入院 × 14 日間 = 50,000 円 死亡 = 10,000,000 円	5,060,000 円 手術 (入院 × 10 倍) = 30,000 円 入院 × 14 日間 = 30,000 円 死亡 = 5,000,000 円
④ 親子でキャッチボールをしていたら 他人の家の窓ガラスを割ってしまった。 賠償額 : 10,000 円	9,000 円 賠償額 = 10,000 円 自己負担額 (免責金額) = -1,000 円	—	—
⑤ 自転車を運転中、通行人と衝突し、 寝たきり状態にしてしまった。 賠償額 : 100,000,000 円	99,999,000 円 賠償額 = 100,000,000 円 自己負担額 (免責金額) = -1,000 円	—	—



保険金をお支払いする場合とお支払いできない場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合。 お支払いする保険金の額 保険金額全額	1. 保険契約者・被保険者（補償の対象となる方）・保険金の受取人の故意または重大な過失 2. 自殺行為や闘争行為（ケンカ） 3. 酒気帯び運転や無資格運転 4. 被保険者の脳疾患・疾病または心神喪失 5. 地震・噴火・津波 6. けい部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で自覚症状がわからないもの 7. 戦争・暴動 8. 山岳登山、リュージュ、ハンググライダー搭乗、その他これらに類する危険な運動
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じた場合。 お支払いする保険金の額 後遺障害の程度に応じた約款所定の保険金支払割合（4%～100%）	
入院保険金	事故によるケガにより、自宅等での治療が困難なため病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念した場合。 お支払いする保険金の額 入院保険金日額 × 入院した日数（180日限度）	
手術保険金	事故によるケガの治療のために、事故の日からその日を含めて180日以内に病院等において手術を受けた場合。 お支払いする保険金の額 入院中 入院保険金日額 × 10倍 通院中 入院保険金日額 × 5倍	
通院保険金	事故によるケガの治療のために、病院もしくは診療所へ通院し医師の治療（往診を含みます。）を受けた場合。 お支払いする保険金の額 通院保険金日額 × 通院した日数（180日以内の90日限度）	
賠償保険金 （傷害保険賠償責任補償特約）	日本国内で日常生活において他人の身体を傷つけたり、物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合。 お支払いする保険金の額 賠償額－自己負担額（免責金額）1,000円 ※同様の保険にご加入の場合、補償が重複することがあります。	1. 保険契約者・被保険者（補償の対象となる方）の故意 2. 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 3. 他人から借りたり、預かったりした物に生じた事故 4. 自動車・モーターボートなどを運転中の事故 5. 地震・噴火・津波

【ご注意】

- お支払いする死亡保険金と後遺障害保険金の額の合計は、保険期間を通じて保険証券記載のご契約金額（保険金額）が限度となります。
- 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金を重ねてお支払いできません。
- 傷害保険賠償責任補償特約では、弊社は示談交渉を行いません。賠償事故が発生した際には、すみやかに代理店、または弊社にご連絡ください。
 ※被保険者の範囲は、以下のとおりとなります。（ただし、責任能力のある方に限ります）
 - ①本人 ②本人の配偶者 ③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）
 - ④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- ※1回の事故につき賠償責任保険金額が限度となります。
- ※賠償額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。

【ご確認事項】

- 被保険者（補償の対象となる方）が保険契約者以外の方である場合で一定の条件に該当する場合には、被保険者は保険契約者にこの保険契約の解除を求めることができます。
- ご契約の際、申込書に以下の項目について正確にご記載ください（告知事項等）。
 - 生年月日（年齢） ●職業・職務
 また、被保険者が以下に該当する場合には、保険契約申込書の「他の保険契約」、「保険金請求歴」欄に必ずその内容をご記入ください。
 - 他に傷害保険契約（積立型保険や共済を含みます）を締結している場合
 - 過去3年以内に5万円以上の傷害保険金や共済金を請求または受領されたことがある場合
- ご契約締結後に以下の情報に変更があった場合、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください（通知事項等）。
 - 職業または職務を変更された場合 ●住所または通知先を変更された場合 ●上記以外のご契約内容の変更を希望される場合
- 万一事故にあわれた場合、ただちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。事故の日からその日を含めて30日以内に取扱代理店または弊社にご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 取扱代理店は、弊社との委託契約にもとづいて、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約条件が変わった場合のご通知の受領などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立した契約につきましては、弊社と契約されたものとなります。
- 告知義務、通知義務を怠った場合や、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合、ご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合などは、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。
- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。契約の手続き、お支払いする条件その他注意を要する事項など、詳細につきましては冊子「普通保険約款 特約」および重要事項説明書をお読みいただくか、取扱代理店または弊社へご照会ください。

保険に関するお問い合わせ

H 現代海上火災保険株式会社

日本支社 〒100-0005
 東京都千代田区丸の内1-7-12 サビアタワー19階
 TEL: (03) 5962-9500 FAX: (03) 5962-9501

大阪事務所 〒542-0081
 大阪市中央区南船場3-11-18 Osaka Metro 心齋橋ビル7階
 TEL: (06) 6245-5447 FAX: (06) 6245-7893

※電話受付時間：平日 午前9時から午後5時30分まで
 ホームページアドレス <http://www.hdinsurance.co.jp/>

事故発生時の連絡先

事故受付 TEL: (03) 5962-9520 FAX: (03) 5962-9501
 ※電話受付時間：平日 午前9時から午後5時30分まで

取扱代理店